



令和6年度 府中市サッカー連盟総会

期日：令和6年5月19日（日）

場所：府中市市民活動センター・プラッツ会議室

府中市サッカー連盟

令和6年度 府中市サッカー連盟総会

1. 議案

- ① 議案第1号 令和5年度府中市サッカー連盟事業報告について
- ② 議案第2号 令和5年度府中市サッカー連盟収支決算及び監査報告について
- ③ 議案第3号 令和6年度府中市サッカー連盟事業計画について
- ④ 議案第4号 令和6年度府中市サッカー連盟収支予算について
- ⑤ 議案第5号 府中市サッカー連盟規約改正と組織図について
- ⑥ 議案第6号 令和6年度改選 府中市サッカー連盟役員体制について

2. 報告事項

- ① 令和5年度 府中市サッカーリーグ
チーム表彰、個人表彰

議案第1号

令和5年度府中市サッカー連盟事業報告について

上記の議案を提出する。

令和6年5月19日

提出者 府中市サッカー連盟
会長 市村 忠司

令和5年度 事業報告

I, 連盟主催／主管事業

< 1. 連盟主催事業 >

- ① 府中市サッカーリーグ戦開催 令和5年4月9日～
市内サッカー場
【一般】17チーム（1部9チーム、2部8チーム）、
【シニア0-40】13チーム、【シニア0-50】9チーム、
【シニア0-60】9チーム 計48チーム参加
- ② 令和5年度 府中市サッカー連盟総会 令和5年5月13日
府中プラッツ
- ③ 令和4年度 2022年度府中市サッカーリーグ表彰式 令和5年5月13日
府中プラッツ
- ④ サッカー4級審判員講習会開催 郷土の森総合体育館、ほか
【更新講習】eラーニングの普及により中止し、令和5年11月19日(日)に
勉強会実施
【新規講習】令和5年5月14日、7月22日、9月10日、令和6年3月10日

< 2. 連盟主管事業 >

- ① 令和5年度 多摩川清掃協力 令和5年5月27日
- ② 第64回府中市民体育大会サッカー競技 令和5年9月24日～11月5日
郷土の森サッカー場ほか
(少年：9月9日～18日、中学校対抗：8月26日～9月3日)
- ③ ジュニア育成推進事業 令和5年8月26, 27日
「市内高校サッカー部活動支援（強化大会）」 実施中止
- ④ 府中市シニア（0-60）サッカー交流大会 令和5年9月23日
令和5年11月11日
郷土の森サッカー場
- ⑤ ジュニア育成推進事業 令和5年12月23, 24日
「市内中高校世代選抜支援（強化大会）」 郷土の森サッカー場

II. チーム・選手派遣事業

- ① 第4回FC東京ホームタウンサッカーフェスティバル 令和5年4月23日
府中市選抜チーム派遣 西東京市サッカー協会主管 郷土の森サッカー場
※府中市選抜チーム：四谷FFC
- ② 第76回都民体育大会 令和5年4月30日～
府中市選抜チーム派遣 優勝 駒沢公園競技場、調布西町ほか
- | | | | | |
|-------|------|----|------|-------|
| 4月30日 | 2回戦 | VS | 渋谷区 | 6 : 2 |
| 5月14日 | 3回戦 | VS | 江戸川区 | 5 : 0 |
| 5月21日 | 準々決勝 | VS | 調布市 | 2 : 0 |
| 5月28日 | 準決勝 | VS | 八王子市 | 5 : 3 |
| 6月4日 | 決勝 | VS | 千代田区 | 1 : 0 |
- ③ 第17回東京都区市町サッカー選手権大会 令和5年7月2日～
四谷FFC派遣 第3位 清瀬内山、府中朝日FPほか
- | | | | | |
|-------|------|----|-----------------------|---------------|
| 7月16日 | 2回戦 | VS | マーズ(杉並区) | 5 : 0 |
| 7月23日 | 準々決勝 | VS | 世田谷FA-TOP(世田谷区) | 4 : 2 |
| 7月30日 | 準決勝 | VS | CHOFU LAGEMIA FC(調布市) | 2 : 2 (PK4-5) |
| 8月6日 | 三位決定 | VS | 砧ドリームス(大田区) | 2 : 2 (PK7-6) |
- ④ 令和5年度都民生涯スポーツ大会 令和5年11月26日
府中壮年(0-40:divertido40、0-50:パウゼSC50)派遣 駒沢競技場
- | | | | | | | |
|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|
| 0-40: | VS | 青梅市 | 1 : 1 | VS | 足立区 | 0 : 4 |
| 0-50: | VS | 昭島市 | 0 : 2 | VS | 稲城市 | 1 : 0 |
- ⑤ 三多摩クラブサッカー選手権大会 令和6年2月4日～
第51回三多摩クラブサッカー選手権大会 優勝 四谷FFC派遣
- | | | | | |
|-------|------|----|---------------|---------------|
| 2月4日 | 1回戦 | VS | FCホリデー(日野市) | 0 : 0 (PK5:4) |
| 2月11日 | 2回戦 | VS | HFC(東村山市) | 2 : 0 |
| 2月25日 | 準々決勝 | VS | 特戦隊(八王子市) | 3 : 2 |
| 3月3日 | 準決勝 | VS | Vamos町田(町田市) | 6 : 0 |
| 3月13日 | 決勝 | VS | チャレンジャー(西東京市) | 8 : 0 |
- 第42回三多摩シニア男子(0-40)サッカー大会 divertido40、TSV派遣
- | | | | | |
|----------------|------|----|-----------------|-------|
| divertido40 優勝 | | | | |
| 2月18日 | 2回戦 | VS | 小金井市040選抜(小金井市) | 6 : 0 |
| 2月25日 | 準々決勝 | VS | 武蔵野選抜0-40(武蔵野市) | 6 : 2 |
| 3月3日 | 準決勝 | VS | LaranjaFC(八王子市) | 2 : 1 |
| 3月10日 | 決勝 | VS | ICL(稲城市) | 3 : 0 |
- TSV
- | | | | | |
|-------|-----|----|------------|-------|
| 2月11日 | 2回戦 | VS | TTAFF(多摩市) | 1 : 2 |
|-------|-----|----|------------|-------|

第24回三多摩シニア男子(0-50)サッカー大会 divertido50 派遣
2月18日 2回戦 VS レインボーズシニア(小平市) 0:2

第12回三多摩シニア男子(0-60)サッカー大会 府中東ニアーズ 60 派遣
2月4日 2回戦 VS 0-60昭島(昭島市) 4:0
2月17日 準々決勝 VS ムーレQ-FCネオ(三鷹市) 1:0
2月23日 準決勝 VS 小金井市060選抜(小金井市) 1:1(PK5-4)
3月10日 決勝 VS TC60(多摩市) 3:0

第2回三多摩シニア男子(0-70)サッカー大会 府中 70 出場
2月23日 2回戦 VS 八王子ゴールドマン 1:0
3月3日 決勝 VS 町田シニア 70 0:1

Ⅲ. 審判派遣事業

- ・FC東京ホームタウンサッカーフェスティバル
- ・都民体育大会
- ・東京都区市町サッカー選手権大会
- ・ジュニア育成地域推進事業
- ・都民生涯スポーツ大会
- ・三多摩クラブサッカー選手権大会他

Ⅳ. 会議

常任理事会 毎月1回開催 その他必要に応じて随時開催
懲罰委員会
代表者会議随時(メール連絡にて代行あり)
運営委員会随時(メール連絡にて代行あり)

Ⅴ. 連盟支援事業

- ① 是政運動広場の整備 令和6年3月24日
- ② 第38回府中市フットサル大会協力 令和6年1月
- ③ 選抜チーム強化試合実施随時実施
- ④ その他
 - ・(特非)府中市体育協会への役員派遣
 - ・(公財)東京都サッカー協会への役員派遣
 - ・(一社)三多摩サッカー連盟への役員派遣
 - ・連盟ホームページ運営
 - ・連盟備品倉庫の管理運営

議案第2号

令和5年度府中市サッカー連盟収支決算及び監査報告について

上記の議案を提出する。

令和6年5月19日

提出者 府中市サッカー連盟
会長 市村 忠司

令和5年度 府中市サッカー連盟収支決算

収入決算額	2,306,409円
支出決算額	2,009,343円
差引繰越額	297,066円



令和5年度 府中市サッカー連盟監査報告書

本決算を審査したところ、収入及び支出とも適正なる執行と認める。

令和6年5月15日

府中市サッカー連盟

監事 小口 裕二 ㊟

監事 澤井 行雄 ㊟

府中市サッカー連盟

会長 市村 忠司 殿

議案第3号

令和6年度府中市サッカー連盟事業計画について

上記の議案を提出する。

令和6年5月19日

提出者 府中市サッカー連盟
会長 市村 忠司

令和6年度 事業計画

I, 連盟主催／主管事業

< 1. 連盟主催事業 >

- ① 府中市サッカーリーグ戦開催 令和6年4月7日～
市内サッカー場
【一般】19チーム（1部10チーム、2部9チーム）、
【シニアO-40】13チーム、【シニアO-50】9チーム、
【シニアO-60】10チーム 計51チーム参加
- ② 令和6年度 府中市サッカー連盟総会 令和6年5月19日
府中プラッツ
- ③ 令和5年度 府中市サッカーリーグ表彰式 令和6年5月19日
府中プラッツ
- ④ サッカー4級審判員講習会開催 郷土の森総合体育館、ほか
【新規講習】令和6年5月12日、6月30日、9月8日、令和7年3月9日
★JFAの方針からTFAでの更新講習会への講師派遣が廃止になったため、更新講習会の開催はありません。e-ラーニングでの更新を計画的にお願いします

< 2. 連盟主管事業 >

- ① 令和6年度 多摩川清掃協力 令和6年4月13日
- ② 第65回府中市民体育大会サッカー競技 令和6年9月29日～11月3日
郷土の森サッカー場ほか
- ③ ジュニア育成推進事業 令和6年8月24, 25日
「市内高校サッカー部活動支援（強化大会）」 郷土の森サッカー場
- ④ 府中市シニア（0-60）サッカー交流大会 令和6年9月16日
令和6年10月26日
郷土の森サッカー場
- ⑤ ジュニア育成推進事業 令和6年12月21, 22日
「市内中高校世代選抜支援（強化大会）」 郷土の森サッカー場
- ⑥ 第5回FC東京ホームタウンサッカーフェスティバル 令和6年4月21日
郷土の森サッカー場

II. チーム・選手派遣事業

- | | |
|--|---|
| ① 第5回F C東京ホームタウンサッカーフェスティバル
四谷FFC 派遣 府中市サッカー連盟主管 | 令和6年4月21日
郷土の森サッカー場 |
| ② 第76回都民体育大会 | 令和6年4月28日～ |
| ③ 第18回東京都区市町サッカー選手権大会 | 令和6年7月～ |
| ④ 令和6年度スポーツフェスティバル東京 | 令和6年11月～ |
| ⑤ 三多摩クラブサッカー選手権大会
第52回三多摩クラブサッカー選手権大会
第43回三多摩シニア男子(0-40)サッカー大会
第25回三多摩シニア男子(0-50)サッカー大会
第13回三多摩シニア男子(0-60)サッカー大会 | 令和7年2月～
チーム派遣
チーム派遣
チーム派遣
チーム派遣 |

III. 審判派遣事業

- ・ F C東京ホームタウンサッカーフェスティバル
- ・ 都民体育大会
- ・ 東京都区市町サッカー選手権大会
- ・ ジュニア育成地域推進事業
- ・ フェスティバル東京
- ・ 三多摩クラブサッカー選手権大会他

IV. 会議

- 理事会 毎月1回開催 その他必要に応じて随時開催
懲罰委員会
代表者会議随時（メール連絡にて代行あり）
運営委員会随時（メール連絡にて代行あり）

V. 連盟支援事業

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 是政運動広場の整備 | 令和7年3月23日 |
| ② 第39回府中市フットサル大会協力 | 令和7年1月 |
| ③ 選抜チーム強化試合実施随時実施 | |
| ④ その他 | |
| ・ (特非) 府中市体育協会への役員派遣 | |
| ・ (公財) 東京都サッカー協会への役員派遣 | |
| ・ (一社) 三多摩サッカー連盟への役員派遣 | |
| ・ 連盟ホームページ運営 | |
| ・ 連盟備品倉庫の管理運営 | |

議案第4号

令和6年度府中市サッカー連盟収支予算について

上記の議案を提出する。

令和6年5月19日

提出者 府中市サッカー連盟
会長 市村 忠司

議案第5号

府中市サッカー連盟規約改正と組織図について

上記の議案を提出する。

令和6年5月19日

提出者 府中市サッカー連盟
会長 市村 忠司

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規約は、府中市におけるサッカーの円滑な運営をはかり、サッカー競技の普及、発展および向上を期し、あわせてサッカーを通じ親睦はもとより、市民の体力向上と人格の健全育成に寄与するためにサッカー団体の統括機関を設立し、その統括機関に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称および事務局）</p> <p>第2条 この統括機関を府中市サッカー連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を事務局長宅に置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 この連盟は、府中市に在住、在勤及び在学する高校生以上の者で構成されたチームをもって組織する。ただし、上記以外の者で理事会において承認された者を構成員とするチームを加盟チームとすることを妨げない。</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 連盟は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>競技の主催および主管並びに競技場の整備推進</u></p> <p>(2) サッカー競技の<u>指導、普及および</u>研修会の開催</p> <p>(3) 府中市代表選手および連盟代表チームの決定<u>並びに</u>派遣</p> <p>(4) 競技会の公式記録の作成および保存</p> <p>(5) 同一の目的または<u>スポーツ</u>活動を有する他団体との協力提携</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 加盟チーム</p> <p>（加盟チームの資格）</p> <p>第5条 第3条に規定するチームは、すべて<u>加盟チーム</u>となることができる。</p> <p>2 新たに<u>加盟チーム</u>になるには、別に定める加盟費を納入し加入手続きをとらなければならない。</p> <p>（加盟チームの資格喪失）</p> <p>第6条 連盟を脱退しようとするチームは、<u>書面により脱退</u> <u>手続</u>をとらなければならない。</p> <p>2 <u>加盟チーム</u>は、前項に定めるほか<u>次の各号</u>に該当するときは、資格を喪失する。</p> <p>(1) <u>加盟チーム</u>が解散したとき</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規約は、府中市におけるサッカーの円滑な運営をはかり、サッカー競技の普及、発展および向上を期し、あわせてサッカーを通じ親睦はもとより、市民の体力向上と人格の健全育成に寄与するためにサッカー団体の統括機関を設立し、その統括機関に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称および事務局）</p> <p>第2条 この統括機関を府中市サッカー連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を事務局長宅に置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 この連盟は、府中市に在住、在勤及び在学する高校生以上の者で構成されたチームをもって組織する。ただし、上記以外の者で<u>総会</u>において承認された者を構成員とするチームを<u>登録チーム</u>とすることを妨げない。</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 連盟は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>競技場の主催、主管、認可および許可</u></p> <p>(2) サッカー競技の<u>研究および</u>研修会の開催</p> <p>(3) 府中市代表選手および連盟代表チームの決定<u>および</u>派遣</p> <p>(4) 競技会の公式記録の作成および保存</p> <p>(5) 同一の目的または<u>体育</u>活動を有する他団体との協力提携</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 登録チーム</p> <p>（登録チームの資格）</p> <p>第5条 第3条に規定するチームは、すべて<u>登録チーム</u>となることができる。</p> <p>2 新たに<u>登録チーム</u>になるには、別に定める加盟費を納入し加入手続きをとらなければならない。</p> <p>（登録チームの資格喪失）</p> <p>第6条 連盟を脱退しようとするチームは、<u>脱退手続</u>きをとらなければならない。</p> <p>2 <u>登録チーム</u>は、前項に定めるほか<u>各号</u>に該当するときは、資格を喪失する。</p> <p>(1) <u>登録チーム</u>が解散したとき</p>

- (2) 除名されたとき
- (3) その他理由なくして会費を滞納したとき

(加盟チームの懲罰)

第7条 加盟チームが次の各号に該当したときは、懲罰することができる。

- (1) 連盟規約および理事会の議決に反したとき
- (2) 連盟の統制をみだし、連盟の体面をけがしたとき

2 懲罰は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 権利の停止
- (3) 除名

3 前項各号に該当したときは、理事会で弁明の機会を与え、理事会の議を経て処分を決定し、第2号および第3号は総会の議を経て行うものとする。

(加盟チームの権利)

第8条 すべての加盟チームは、次の権利を有する。

- (1) 連盟の行う事業に参加すること
削除
- (2) 連盟規約に定める会議に出席し、発言をし、表決に参加すること

(加盟チームの義務)

第9条 すべての加盟チームは、次の義務を負う。

- (1) 連盟規約を尊重し、連盟の健全な発展のために尽力すること
- (2) 連盟規約に基づく会議に出席すること
- (3) 連盟の決定に基づく臨時費を納入すること
- (4) 連盟の決定および統制に従うこと

第3章 機 関

(機関の種類)

第10条 連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 総務委員会

(総会の性格と構成)

第11条 総会は、連盟の最高の議決機関であって、加盟チームの評議員および第26条に定める役員（以下「役員」という。）で構成する。

(総会の招集)

第12条 総会は、定期と臨時とし、会長が招集する。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

- (2) 除名されたとき
- (3) その他理由なくして会費を滞納したとき

(登録チームの懲罰)

第7条 登録チームで次の各号に該当したときは、懲罰することができる。

- (1) 連盟規約および議決に反したとき
- (2) 連盟の統制をみだし、連盟の体面をけがしたとき

2 懲罰は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 権利の停止
- (3) 除名

3 前項各号に該当したときは、常任理事会で弁明の機会を与え、常任理事会の議を経て処分を決定し、第2号および第3号は総会の議を経て行うものとする。

(登録チームの権利)

第8条 すべての登録チームは、次の権利を有する。

- (1) 連盟の行う事業に参加すること
- (2) 役員選挙および被選挙権
- (3) 連盟の規約に定める会議に出席し、発言をし、表決に参加すること

(登録チームの義務)

第9条 すべての登録チームは、次の義務を負う。

- (1) 連盟の規約を尊重し、連盟の健全な発展のために尽力すること
- (2) 連盟の規約に基づく会議に出席すること
- (3) 会員および機関の決定に基づく臨時費を納入すること
- (4) 各機関の決定および統制に従うこと

第3章 機 関

(機関の種類)

第10条 連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(総会の性格と構成)

第11条 総会は、連盟の最高の議決機関であって、登録チームの代表者および役員で構成する。

(総会の招集)

第12条 総会は、定期と臨時とし、会長が招集する。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき若しくは加盟チームの3分の1以上の評議員より文書で会議の目的を示して総会の招集の請求があったとき開催する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 連盟の活動方針
- (2) 連盟の予算および決算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の承認
- (5) 他の上部団体等への加入または脱退
- (6) 連盟の解散
- (7) 理事会で総会の議決を必要と認めた事項
- (8) その他重要事項

(評議員の選出と任務)

第14条 評議員は、加盟チームを単位に1名選出するものとする。

2 評議員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、総会に出席し、総会の決議事項を加盟チームのメンバーに周知徹底することを任務とする。

(理事会の性格と構成)

第15条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、役員(監事および顧問は除く。)および理事で構成し、総会から総会までの間、連盟業務の運営について諸方針を決定し、その議決事項については総会に対して責任を負う。

2 監事および顧問は、理事会に出席して発言することができる。

(理事会の招集)

第16条 理事会は、毎月1回または必要に応じ理事長が招集する。

2 役員の半数以上から請求があったときは、理事長は理事会を開かなければならない。

(理事会の権限)

第17条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会より委任された事項
- (2) 連盟の諸活動の検討と当面の方針
- (3) 予算の補正
- (4) 規則、規程の制定および改廃
- (5) 総務委員会が必要と認めた事項
- (6) その他総会付議事項以外の事項

3 臨時総会は、常任理事会が必要と認めたとき若しくは登録チームの3分の1以上の代表者より文書で会議の目的を示して総会の招集の請求があったとき開催する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 連盟の活動方針
- (2) 連盟の予算および決算
- (3) 規約の改廃
- (4) 他の体育団体への加入または脱退
- (5) 連盟の解散
- (6) 理事会で総会の議決を必要と認めた事項
- (7) その他重要事項

(代表者の選出と任務)

第14条 代表者は、登録チームを単位に1名選出するものとする。

2 代表者は、総会に出席し、総会の決議事項を登録チーム

のメンバーに周知徹底することを任務とする。

(理事会の性格と構成)

第15条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、理事および役員で構成し、総会から総会までの間、連盟業務の運営について諸方針を決定し、その議決事項については総会に対して責任を負う。

(理事会の招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、常任理事会が必要と認めたときおよび理事の3分の1以上の者より文書で会議の目的を示して理事会の招集の請求があったとき開催する。

(理事会の権限)

第17条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会より委任された事項
- (2) 連盟の諸活動の検討と当面の方針
- (3) 予算の補正
- (4) 規則、規程の制定および改廃
- (5) 常任理事会が必要と認めた事項
- (6) その他総会付議事項以外の事項

(理事の定数、選出及び任務)

第18条 理事の定数は、20名以内とする。

2 理事は、役員及び理事会の推薦により加盟チーム等から選出し、総会の承認を得る。

3 理事の選出区分は、総務委員会で定める。

4 理事の任期は2年とし、再任は妨げない。

5 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事は、理事会に出席し、理事会の審議決定する権限を持つとともに、理事会の決定事項を加盟チームに周知徹底させ、連盟の諸活動の積極的な推進をはかる任務を持つものとする。

(専決処分)

第19条 理事会は、緊急事項について、専決処分をすることができる。

2 前項に規定により専決処分したときは、総会に報告し承認を得なければならない。

(総務委員会の性格と構成)

第20条 総務委員会は、連盟の執行機関であって役員のうち会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長および会計で構成する。

(総務委員会の招集)

第21条 総務委員会は、必要に応じ会長が招集する。

(総務委員会の権限)

第22条 総務委員会は、次の業務を執行する。

- (1) 総会および理事会の決定事項の執行
- (2) 専門委員会に対する指導および援助
- (3) 総会および理事会に提出する議案の作成
- (4) その他必要な事項

2 総務委員会は、前項各号の任務を執行するにあたって、その指令を会長名で発する権限を有するとともに、連盟を代表して発議する権限を有するものとする。

(理事の選出と任務)

第18条 理事は、原則として、登録チームを単位とし互選により選出する。

2 理事の選出区分は、常任理事会で定める。

3 理事の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 補欠理事の任期は、前任者の任期とする。

5 理事は、理事会に出席し、理事会の審議決定する権限をもつとともに、理事会の決定事項を登録チームに周知徹底させ、連盟の諸活動の積極的な推進をはかる任務をもつものとする。

← 第22条 (常任理事会の専決処分) に代わるもの

(常任理事会の性格と構成)

第19条 常任理事会は、連盟の執行機関であって役員(監事および顧問は除く)で構成する。

2 監事および顧問は、理事会に出席して発言することができる。

(常任理事会の招集)

第20条 常任理事会は、毎月1回または必要に応じ理事長が招集する。

2 役員半数以上から請求があったときは、理事長は常任理事会を開かなければならない。

(常任理事会の任務、責任および権限)

第21条 常任理事会は、次の業務を執行し、総会および理事会に対し責任を負う。

- (1) 総会および理事会の決定事項の執行
- (2) 専門部に対する指導および援助
- (3) 総会および理事会に提出する議案の作成
- (4) その他必要な事項

2 常任理事会は、前項各号の任務を執行するにあたって、その指令を会長名で発する権限を有するとともに、連盟を代表して発議する権限を有するものとする。

(常任理事会の専決処分)

第22条 常任理事会は、緊急事項について、専決処分をすることができる。

2 前項に規定により専決処分したときは、理事会に報告し承認を得なければならない。

第4章 会 議

(会議の成立)

第23条 連盟のすべての会議は、その構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

(議事の決定)

第24条 この規約に特別の定めがある場合のほか、会議の議事は、議決権を有する出席構成員の過半数以上の同意を得て決定する。

2 総会および理事会においては、役員は議決権を持たない。

(会議の議長)

第25条 会議の議長は、議場の秩序を保持し、会議の運営と議事の進行に責任を持つ。

2 総会の議長は、総会出席者から選出し、任期はその会期とする。

3 理事会の議長は、理事長とし、任期は理事長の任期とする。

4 総務委員会の議長は、理事長があたる。

第5章 役 員

(役員の名称と定数)

第26条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名
- (8) 顧問 若干名

(役員を選出方法)

第27条 会長および副会長は、総会の決議により選任する。

2 前項以外の役員は、理事会における理事の互選または推挙により、総会の承認を得て選任する。ただし、顧問についてはこの限りではない。

3 役員は、評議員を兼ねることはできない。

第4章 会 議

(会議の成立)

第23条 連盟のすべての会議は、その構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

(議事の決定)

第24条 この規約に特別の定めがある場合のほか、会議の議事は、議決権を有する出席構成員の過半数以上の同意を得て決定する。

2 総会および理事会においては、役員は議決権を持たない。

(会議の議長)

第25条 会議の議長は、議場の秩序を保持し、会議の運営と議事の進行に責任を持つ。

2 総会の議長は、総会出席者から選出し、任期はその会期とする。

3 理事会の議長は、理事長とし、任期は理事長の任期とする。

4 常任理事会の議長は、理事長があたる。

第5章 役 員

(役員の名称と定数)

第26条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 20名以内
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 特任理事 若干名

(役員を選出方法)

第27条 会長および副会長は、総会の決議により選任する。

2 前項以外の役員は、常任理事会における理事の互選または推挙により、総会の決議により選任する。ただし、顧問及び特任理事についてはこの限りではない。

3 常任理事は、互選により事務局長1名、会計1名を選出する。

4 役員は、理事を兼ねることはできない。

5 特任理事は、登録チームの理事のうち、リーグ運営に係り特に必要と認めたものを特任理事として選出し、常任理事会で選出する。

(役員の仕事)

第 28 条 会長は、連盟を代表し連盟業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、理事を統括し、連盟業務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐するとともに、連盟の庶務を担当する。

5 事務局長は、連盟の業務を担当する。

6 会計は、連盟の会計事務を担当する。

7 監事は、連盟の財産を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の仕事)

第 29 条 役員の仕事は 2 年とし、再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 30 条 役員を退職しようとするときは、会長に辞意を表明しなければならない。

2 役員が欠けたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、理事会がその運営に支障がないと認めた場合はこの限りでない。

(役員の仕事)

第 31 条 役員の仕事請求は、理事会の 3 分の 1 以上の連署をもってその理由を付した文書を会長に提出しなければならない。

2 前項による役員の仕事は、総会の同意を必要とする。

第 6 章 運 営

(事務局および専門部)

第 32 条 連盟は、第 4 条に規定する事業を実施するため、第 2 条に定める事務局を置き、そのもとに専門委員会を設ける。

2 事務局は、総務委員会で構成する。

3 専門委員会は、次のとおりとする。

(1) 財務委員会

(2) 審判委員会

(3) リーグ運営委員会

(4) 強化・育成委員会

(5) 大会委員会

(6) 広報委員会

(役員の仕事)

第 28 条 会長は、連盟を代表し連盟業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、理事を統括し、連盟業務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐するとともに、連盟の庶務を担当する。

5 常任理事は、連盟の業務を分掌する。

6 監事は、連盟の財産を監査し、その結果を総会で報告する。

7 特任理事は、リーグ戦部の業務を担当する。

(役員の仕事)

第 29 条 役員の仕事は 2 年とし、再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の任期とする。

(役員の仕事)

第 30 条 役員を退職しようとするときは、会長に辞意を表明しなければならない。

2 役員が欠けたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、理事会がその運営に支障がないと認めた場合はこの限りでない。

3 特任理事については、理事を辞した場合、特任理事も辞することとする。

(役員の仕事)

第 31 条 役員の仕事請求は、理事会の 3 分の 1 以上の連署をもってその理由を付した文書を会長に提出しなければならない。

2 前項による役員の仕事は、総会の同意を必要とする。

第 6 章 運 営

(事務局および専門部)

第 32 条 連盟は、第 4 条に規定する事業を実施するため、第 2 条に定める事務局を置き、そのもとに専門部を設ける。

2 事務局は、理事長、副理事長および常任理事で構成する。

3 専門部は、次のとおりとする。

(1) 総務部

(2) 審判部

(3) リーグ戦部

(4) 強化部

(5) 市民大会部

(6) フットサル部

- 4 前項各号の専門委員会の委員長は、総務委員会があたるものとし、その選任については、総務委員会メンバーの互選で選出する。
- 5 専門委員会の委員は、理事または加盟チームの中から互選で選出する。

第7章 会 計

(連盟の経費)

第33条 連盟の経費は、会費、事業収益、補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第34条 会費は、加盟費、登録費および運営費とする。

- 2 加盟費は、新たに加盟するチームが初年度のみ負担する。
- 3 登録費は、加盟チームが毎年度負担する。
- 4 運営費は、加盟チームのうちリーグ戦に参加するチームが毎年度負担する。
- 5 納入した会費は、一切返納しない。

(経費の取扱)

第35条 連盟の収支は、他の団体と共同で処理する経費を除き、すべて連盟の経費としてこれを計上し、理事会に報告し総会の議を受けなければならない。

- 2 連盟の会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。
- 3 連盟の出納閉鎖は、翌年度の4月30日までとする。

(会計監査)

第36条 決算およびこれに関連するすべての会計報告は、総会の承認を受ける前に、監事の承認を受けなければならない。

第8章 補 則

(解散の事務処理)

第37条 連盟の解散に伴う事務処理は、総会で決める。

(委任)

第38条 この規約に定めるもののほか、必要な規則、規程等は理事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月21日)抄

この規約の改正は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月**日)抄

この規約の改正は、令和6年*月**日から施行する。

- 4 前項各号の専門部の専門部長は、常任理事があたるものとし、その選任については、常任理事の互選で選出する。
- 5 専門部の部員は、理事の中から互選で選出する。

第7章 会 計

(連盟の経費)

第33条 連盟の経費は、登録チームの会費、事業収益、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第34条 会費は、登録費および加盟費並びに運営費とする。

- 2 登録費は、登録チームが毎年度負担する。
- 3 加盟費は、新たに加盟するチームが初年度のみ負担する。
- 4 運営費は、登録チームのうちリーグ戦に参加するチームが毎年度負担する。
- 5 納入した会費は、一切返納しない。

(経費の取扱)

第35条 連盟の収支は、すべて連盟の経費としてこれを計上し、常任理事会に報告し総会の議を受けなければならない。

- 2 連盟の会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。
- 3 連盟の出納閉鎖は、翌年度の4月30日までとする。

(会計監査)

第36条 決算並びにこれに関連するすべての会計報告は、総会の承認を受ける前に、監事の承認を受けなければならない。

第8章 補 則

(解散の事務処理)

第37条 連盟の解散に伴う事務処理は、総会で決める。

(委任)

第38条 この規約に定めるもののほか、必要な規則、規定は理事会の議を経て会長が別に定める。

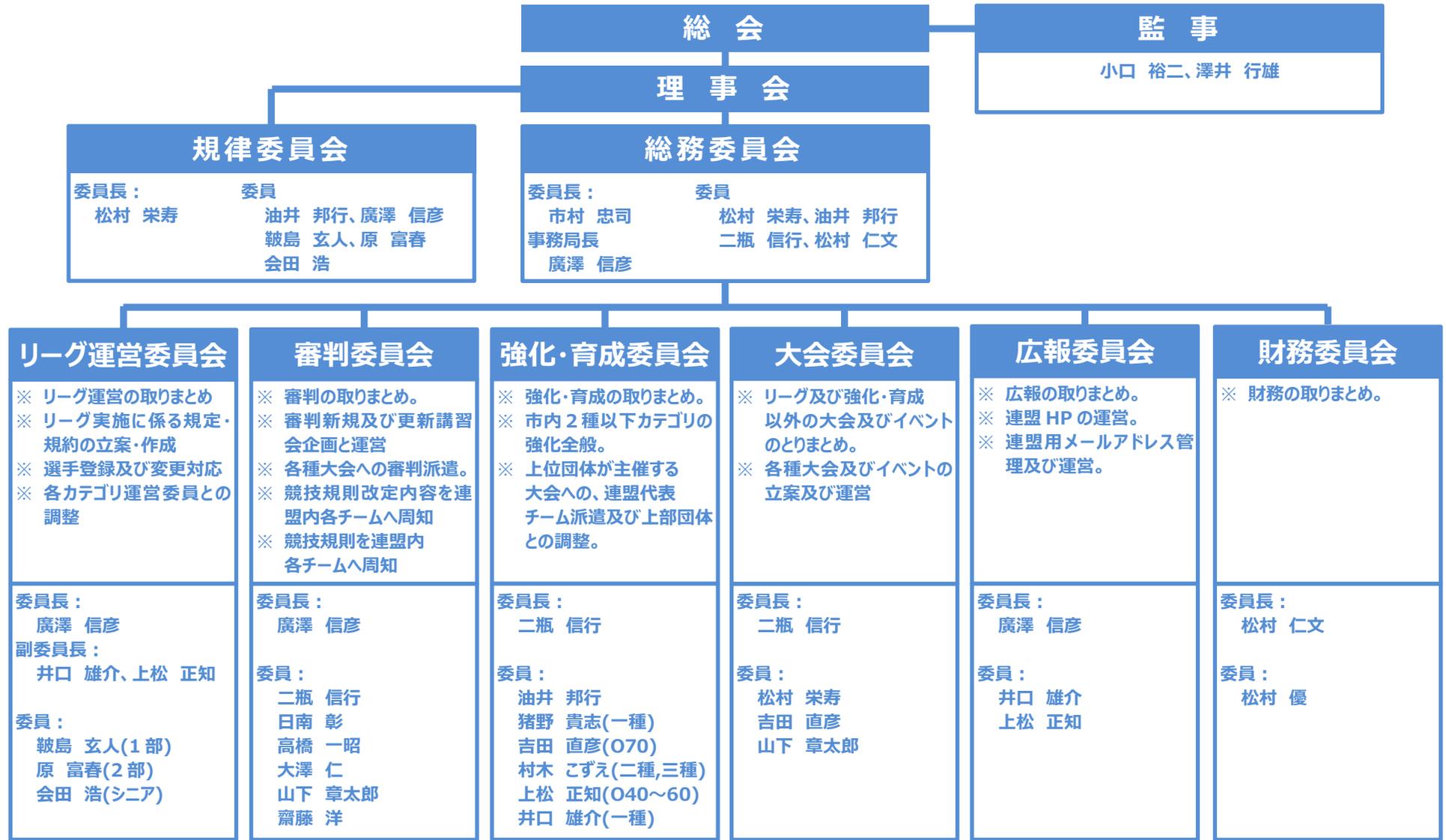
附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月21日)抄

この規約の改正は、令和4年6月1日から施行する。

府中市サッカー連盟組織図



議案第6号

令和6年度改選 府中市サッカー連盟役員体制について

上記の議案を提出する。

令和6年5月19日

提出者 府中市サッカー連盟
会長 市村 忠司

令和6年度 府中市サッカー連盟 役員名簿

役 職	氏 名	担 当	備 考
名誉会長	比留間敏夫		元東京都議会議員
会 長	市村 忠司	総務委員会委員長	府中市体育協会副会長
副 会 長	松村 栄寿	規律委員会委員長、総務委員会、大会委員会	府中市体育協会評議員、東京都サッカー協会理事
理 事 長	油井 邦行	総務委員会、規律委員会、強化・育成委員会	府中市体育協会事務局長 東京都サッカー協会地区サッカー連盟副委員長
事務局長	廣澤 信彦	総務委員会、規律委員会、リーグ運営委員会委員長 審判委員会委員長、広報委員会委員長	府中市体育協会評議員
会 計	松村 仁文	総務委員会、財務委員会委員長	府中市体育協会評議員
理 事	二瓶 信行	総務委員会、強化・育成委員会委員長 大会委員会委員長、審判委員会	府中市体育協会評議員
理 事	猪野 貴志	強化・育成委員会一種担当	
理 事	吉田 直彦	強化・育成委員会シニア（O70）担当 大会委員会	
理 事	村木 こずえ	強化・育成委員会第二種・第三種担当 連盟備品管理担当	
理 事	日南 彰	審判委員会	
理 事	高橋 一昭	審判委員会	サッカー 3級審判インストラクター
理 事	大澤 仁	審判委員会	
理 事	山下 章太郎	審判委員会、大会委員会	
理 事	井口 雄介	リーグ運営委員会副委員長 強化・育成委員会第一種担当、広報委員会	
理 事	松村 優	財務委員会	
理 事	上松 正知	リーグ運営委員会副委員長、広報委員会 強化・育成委員会シニア（O40、O50、O60）担当	
委 員	齋藤 洋	審判委員会	サッカー 3級審判インストラクター
委 員	鞆島 玄人	1部リーグ運営委員	
委 員	原 富春	2部リーグ運営委員	
委 員	会田 浩	シニアリーグ運営委員	
監 事	小口 裕二		府中市体育協会評議員
監 事	澤井 行雄		

令和6年度 府中市サッカー連盟 評議員名簿

役 職	氏 名	チ-ム名	備 考
評議員	高村 健斗	四谷FFC	
評議員	中村 明浩	FC南	
評議員	下田 和樹	T・Stendhal	
評議員	小山 智樹	ENEED F.C	
評議員	奈良 順太	府中AFC FALCO	
評議員	浅野 正彦	FC ショッポ	
評議員	鈴木 和史	NEC府中サッカー部	
評議員	市川 隆三	府口ファミリー	
評議員	伊藤 勇介	FC. ワムウ	
評議員	磯干 圭太	府中Hotspur FC	
評議員	川上 修平	I. N. S. C	
評議員	狩野 拓郎	首領メグちゃん	
評議員	合屋 義教	エミンシュトス	
評議員	田中 英男	ツインカム	
評議員	原 富春	FCライオンズ	
評議員	弘田 達夫	FCハーペン	
評議員	佐藤 義信	府中市役所SC	
評議員	中村 翼	divertido40	
評議員	古川 大輔	TSV	
評議員	宇野 良太	F C南40	
評議員	八木 真人	F C本宿	
評議員	岩見 敬太	サニーキッカーズ	
評議員	田木 倫道	四谷FFC	
評議員	荻野目 士朗	府中AFC FALCO 40	
評議員	吉成 健介	フェニックスユナイテッド	
評議員	西山 雄治	府口サミット	

令和6年度 府中市サッカー連盟 評議員名簿

役 職	氏 名	担 当	備 考
評議員	齊藤 五郎	F.C.L i m x A	
評議員	瀬戸 啓一	パウゼSC40	
評議員	遠藤 二三男	シルバースター	
評議員	佐藤 導幸	SUN FC	
評議員	鈴木 健介	divertido50	
評議員	千葉 岳志	府中AFC FALCO 50	
評議員	岩崎 教行	F C本宿 5 0	
評議員	岡田 俊介	プレスト 5 0	
評議員	山崎 智誠	F C南 5 0	
評議員	山本大輔	府中東ニアーズ50	
評議員	村澤 正勝	パウゼSC50	
評議員	会田 浩	四谷FFC	
評議員	河野 秀幸	シルバースター-50	
評議員	小野 圭介	府中東ニアーズ60	
評議員	樋渡 勝	F C本宿 6 0	
評議員	木村 淳二	プレスト 6 0	
評議員	渡辺 和久	シルバースター	
評議員	坂根 謙介	パウゼSC60	